

議案第55号

大田原市郷土資料館くらしの館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

大田原市郷土資料館くらしの館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別
紙のとおり制定する。

平成27年6月15日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市郷土資料館くらしの館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
大田原市郷土資料館くらしの館の設置及び管理に関する条例（平成17年条例第55号）の一部を次のように改正する。

第8条を第10条とし、第4条から第7条までを2条ずつ繰り下げ、第3条の次に次の2条を加える。

（指定管理者による管理）

第4条 くらしの館の管理は、市長が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

（指定管理者が行う業務等）

第5条 前条の規定により指定管理者にくらしの館の管理を行わせる場合に、当該指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

(1) くらしの館の施設の管理及び設備の維持管理に関する業務

(2) 前号に掲げるもののほか、くらしの館に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

2 前項に規定する場合において、第6条、第7条及び第9条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。